

衆議院 第百九十回国会

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録 第六号

平成二十八年四月二十二日(金曜日)

午後四時十分開議

出席委員

委員長 山本 公一君

理事 伊藤 忠彦君 理事 大塚 拓君

理事 奥野 信亮君 理事 田中 良生君

理事 中川 俊直君 理事 平沢 勝榮君

理事 落合 貴之君 理事 黒岩 宇洋君

理事 佐藤 茂樹君

理事 あべ 俊子君 井野 俊郎君

うのの賢一郎君 小田原 潔君

大串 正樹君 門山 宏哲君

神田 憲次君 坂本 哲志君

白須賀貴樹君 助田 重義君

長坂 康正君 藤井比早之君

古川 康君 古田 圭一君

前川 恵君 山下 貴司君

山本 拓君 若狭 勝君

篠原 孝君 鈴木 義弘君

初鹿 明博君 國重 徹君

中川 康洋君 齊藤 和子君

塩川 鉄也君 浦野 靖人君

議員 逢沢 一郎君

議員 岩屋 毅君

議員 細田 博之君

議員 今井 雅人君

議員 逢坂 誠二君

議員 落合 貴之君

議員 北側 一雄君

議員 中野 洋昌君

衆議院調査局第二特別調査室長 荒川 敦君

委員の異動

四月一日

辞任 馬淵 澄夫君

同日 補欠選任 逢坂 誠二君

同日 辞任 逢坂 誠二君

同日 補欠選任 馬淵 澄夫君

同日 辞任 今枝宗一郎君

同日 補欠選任 前川 恵君

同日 長尾 敬君

同日 角田 秀穂君

同日 穀田 恵二君

同日 辞任 古田 圭一君

同日 補欠選任 長尾 敬君

同日 前川 恵君

同日 中川 康洋君

同日 齊藤 和子君

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

同日 理事伊藤忠彦君同日理事辞任につき、その補欠として奥野信亮君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

参考人出頭要求に関する件

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(細田博之君外四名提出、衆法第二六号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(今井雅人君外二名提出、衆法第二五号)

引き続き、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に奥野信亮君を指名いたします。

○山本委員長 次は、ただいま付託になりました細田博之君外四名提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案及び今井雅人君外二名提出、衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

提出者より順次趣旨の説明を聴取いたします。細田博之君。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○細田(博)議員 ただいま議題となりました自由民主党及び公明党提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、この提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、本法律案の提案理由について御説明をいたします。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差については、近年、平成二十三年、二十五年及び二十七年と三度にわたり違憲状態である旨

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

平成二十八年四月二十二日

第二類第二号

政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会議録第六号

の最高裁判所大法廷判決が出されており、違憲状態の解消に向けた格差是正措置を講じることが喫緊の課題となっております。

また、平成二十六年六月十九日の衆議院運営委員会の議決に基づき議長のもとに設置された諮問機関、衆議院選挙制度に関する調査会においては、佐々木毅座長のもと、計十七回に及ぶ会議が開催され、衆議院小選挙区の一票の格差の問題や各選挙制度の比較考量、そして衆議院議員の定数削減等について、精力的かつ真摯に議論を行っていたいただきました。

その議論の結果を踏まえ、本年一月十四日に同調査会の答申が議長に提出されました。自由民主党及び公明党は、この答申の内容を尊重する立場からそれぞれ検討を行い、議長の御指導のもと、両党の間で協議を重ねました。

このような経緯を経て、今般、両党は、最高裁判決及び調査会答申に沿って、衆議院議員の定数を削減するとともに、違憲状態の解消に向けた衆議院小選挙区に係る人口格差の是正措置を講じることとした次第であります。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、本法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、十年に一度の大規模国勢調査でのみ行うこととしております。なお、このアダムズ方式導入に係る改正については、本法律案施行後の直近の大規模国勢調査である平成三十二年国勢調査から適用されることとしております。

また、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、選挙区間の

格差が二倍以上となったときに境界の変更で対応することとしております。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。

本法律案では、衆議院議員の定数を四百六十五人とし、小選挙区選出議員を六人、比例代表選出議員を四人、合計して十人削減することとしており、削減後の小選挙区の区割りには、別に法律で定めることとしております。

また、比例ブロックの定数配分について、小選挙区と同様、アダムズ方式により行うことを明記いたしております。

第三に、平成三十二年の国勢調査までの緊急是正措置として行う、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告についてであります。

衆議院議員選挙区画定審議会は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づき小選挙区の区割り改定案の作成及び勧告を行うものとし、この改定案の作成に当たっては、定数六減の対象となる都道府県を、平成二十七年の国勢調査に基づきアダムズ方式により都道府県別定数を計算した場合に減員対象となる都道府県のうち、議員一人当たり人口の最も少ない都道府県から順に六都道府県とする。とともに、各小選挙区の人口に関し、将来見込み人口を踏まえ、次の見直しまでの五年間を通じて格差二倍未満となるように区割りを行うこととしております。

また、比例ブロックの定数配分についても、平成二十七年の国勢調査に基づき、小選挙区と同様の基準により、議員一人当たりの人口の最も少ないブロックから順に四ブロックを削減の対象とすることとしております。

このほか、検討条項を設け、本法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとしております。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○山本委員長 次に、落合貴之君。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○落合議員 ただいま議題となりました民進党・無所属クラブ提出の衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、提出者を代表いたしまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。まず、本法律案の提案理由について御説明をいたします。

一昨年、議長のもとに設置された諮問機関である衆議院選挙制度に関する調査会におかれては、佐々木毅座長を初め委員の皆様にも多大な御尽力をいただき、本年一月に答申を大島議長に提出していただいたところであります。

答申においては、「較差是正は喫緊の最重要課題である。」とされております。これは改めて申し上げるまでもなく、ここ五年余りの間に三度も出された最高裁判所の違憲状態判決を深刻に受けとめ、先送りすることなく、違憲状態の解消を早急に行わなければならないということの意味しみます。

また、衆議院議員の定数削減に関しては、答申では多くの政党の選挙公約であり、主権者たる国民との約束である。」とされております。

この定数削減の約束に関しては、私たちが決して忘れてはならない約束があります。

今をさかのぼること三年半近く前の平成二十四年十一月十四日に行われた党首討論において、当時の民進党野田佳彦総理と自由民主党の安倍晋三総裁との間で、遅くとも平成二十五年の通常国会で定数削減を行うとの約束が交わされました。テレビ中継がなされ、国民注視のもとで交わされたこの約束の政治的な重さは、はかり知れないもの

があります。

この約束に照らせば、答申において示された定数の十人削減は、我々民進党としては満足のいくものではありませんが、調査会設置の際に「各党派は、調査会の答申を尊重するものとする。」と議決したことを踏まえ、今後のさらなる定数削減を視野に入れた一歩前進と評価するとともに、喫緊の最重要課題である格差是正を行うため、この法律案を提出することいたしました。

以上が、この法律案を提出した理由であります。次に、本法律案の内容の概要について御説明申し上げます。

第一に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正についてであります。

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口格差を是正するため、都道府県別定数配分の方式として、いわゆるアダムズ方式を導入するとともに、同方式による都道府県別定数配分は、制度の安定性を勘案し、十年に一度の大規模国勢調査でのみ行うこととしております。

また、大規模国勢調査の中間年に実施される簡易国勢調査に基づく改定案の作成に当たっては、各都道府県の選挙区の数は変更せず、選挙区間の格差が二倍以上となったときに境界の変更で対応することとしています。

なお、このアダムズ方式の導入時期については、調査会答申をできる限り忠実に法案化するという観点から、平成二十二年の大規模国勢調査から実施することとしております。具体的には、平成二十二年の国勢調査の結果に基づいて、アダムズ方式により都道府県別定数配分を行った上で、平成二十七年の国勢調査の結果に基づいて、都道府県内の小選挙区の改定案の作成及び勧告を行うものとしております。

第二に、公職選挙法の一部改正についてであります。

本法律案では、衆議院議員の定数を四百六十五人とし、小選挙区選出議員を六人、比例代表選出

議員を四人、合計して十人削減するものとしており、削減後の小選挙区の区割りには、別に法律で定めることとしております。

また、比例ブロックの定数配分について、アダムズ方式により行うことを明記しており、小選挙区と同様、平成二十二年の国勢調査の結果に基づいてアダムズ方式によりブロック別の定数を配分しております。

第三に、見直し条項を設け、本法の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するため望ましい選挙制度のあり方については、不断の見直しが行われるものとし、この見直しにおいては、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、さらなる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとしております。

以上が、本法草案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○山本委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○山本委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、来る二十六日火曜日午前九時、参考人として元衆議院選挙制度に関する調査会座長佐々木毅君及び弁護士・自由法曹団常任幹事田中隆君の出席を求め、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

今回は、来る二十五日月曜日午後二時二十分理事會、午後二時三十分委員會を開會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後四時二十四分散會

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（細田博之君外四名提出）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正）

第一条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「（最近の国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口をいう。以下この条において同じ。）を加え、」（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）及び「を基本」を削り、同条に次の二項を加える。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、各都道府県の人口を小選挙区基準除数（その除数で各都道府県の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

第四条第一項中「（平成十九年法律第五十三号）を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を

「国勢調査（統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。）の結果による日本国民の人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」をものとする」に改める。

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」に改める。

第十三条第一項中「別表第二」を「別に法律に定め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第二」を「第一項に規定する法律で定める選挙区に改め、同条に次の一項を加える。

7 別表第二は、国勢調査（統計法平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。）の結果によつて、更正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口（最近の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。以下この項において同じ。）を比例代表基準除数（その除数で各選挙区の人口を除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。）で除して得た数（一未満の端数が生じたときは、これを一に切り上げるものとする。）とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二 北海道の項中「八人」を「第十三条第

一項に規定する法律（以下この表において「改定法」という。）で定める数に改め、同表東北の項中「十四人」を「改定法で定める数」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「改定法で定める数」に改め、同表南関東の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「改定法で定める数」に改め、同表北陸信越の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表東海の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「改定法で定める数」に改め、同表中国の項中「十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表四国（の項中「六人」を「改定法で定める数」に改め、同表九州の項中「二十一人」を「改定法で定める数」に改め、同表中「この表は、国勢調査（統計法（平成十九年法律第五十三号）第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。）の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法（附則第三条及び第四条において「新公職選挙法」という。）第十三条第一項に規定する法律の施行の日（附則第四条において「一部施行日」という。）から施行する。

（平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並びに法制上の措置）

第二条 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法（以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。）第四条の規定にかかわらず、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案（以下この条において「平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案」という。）の作成及び勧告を行うものとする。

2 前項の規定による平成二十七年の国勢調査の

結果に基づく改定案の作成に当たっては、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区（以下この項及び次項において「小選挙区」という。）の数は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 二百八十九人を衆議院小選挙区選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新選挙区画定審議会法第四条第一項の国勢調査とみなして新選挙区画定審議会法第三条第二項の規定の例により得られる小選挙区の数（以下この号において「新方式小選挙区定数」という。）が、第二条の規定による改正前の公職選挙法（次項第二号及び次条において「旧公職選挙法」という。）別表第一における都道府県の区域内の小選挙区の数（次号において「改正前小選挙区定数」という。）より少ない都道府県のうち、当該都道府県の平成二十七年国勢調査人口（平成二十七年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。次項及び次条において同じ。）を新方式小選挙区定数で除して得た数が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第一順位から第六順位までに該当する都道府県 新方式小選挙区定数

二 前号に掲げる都道府県以外の都道府県 改正前小選挙区定数

3 第一項の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成は、新選挙区画定審議会法第三条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって行わなければならない。

一 各小選挙区の人口に関し、次に掲げる基準に適合すること。

イ 各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口が、平成二十七年国勢調査人口の最も少ない都道府県の区域内における平成二十七年国勢調査人口の最も少ない小選挙区の平成二十七年国勢調査人口以上であつて、かつ、当該平成二十七年国勢調査人口の二倍未満であること。

ロ 各小選挙区の平成三十二年見込人口（平成二十七年国勢調査人口に、平成二十七年国勢調査人口を平成三十二年国勢調査人口（平成三十二年の国勢調査の結果による日本国民の人口をいう。）で除して得た数を乗じて得た数をいう。以下この項において同じ。）が、平成三十二年見込人口の最も少ない都道府県の区域内における平成三十二年見込人口の最も少ない小選挙区の平成三十二年見込人口以上であつて、かつ、当該平成三十二年見込人口の二倍未満であることを基本とする。

二 小選挙区の改定案の作成は、旧公職選挙法別表第一に掲げる小選挙区のうち次に掲げるものについて行うことを基本とすること。この場合において、当該都道府県の区域内の各小選挙区の平成二十七年国勢調査人口及び平成三十二年見込人口の均衡を図り（イに掲げる小選挙区の改定案の作成の場合に限る。）、行政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行うこと。

イ 前号イ及びロの都道府県の区域内の小選挙区

ロ 前項第一号に掲げる都道府県の区域内の小選挙区

ハ 前号の基準に適合しない小選挙区

二 ハに掲げる小選挙区を前号の基準に適合させるために必要な範囲で行う改定に伴い改定すべきこととなる小選挙区

4 新選挙区画定審議会法第二条の規定による平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

5 政府は、平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

（新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数）

第三条 新公職選挙法第十三条第一項に規定する法律で定める新公職選挙法別表第二に規定する各選挙区（以下この条において「比例選挙区」という。）の議員数は、次の各号に掲げる比例選挙区の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 百七十六人を衆議院比例代表選出議員の定数と、平成二十七年の国勢調査を新公職選挙法第十三条第七項の国勢調査とみなして同項後段の規定の例により得られる議員数（以下この号において「新方式比例定数」という。）が、旧公職選挙法別表第二に規定する各選挙区の議員数（次号において「改正前比例定数」という。）より少ない比例選挙区のうち、当該比例選挙区の平成二十七年国勢調査人口を新方式比例定数で除して得た数が最も少ない比例選挙区から順次その順位を付した場合における第一順位から第四順位までに該当する比例選挙区 新方式比例定数

二 前号に掲げる比例選挙区以外の比例選挙区（適用区分）

第四条 新公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下この条において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。）から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日（前日）までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

（不断の見直し）

第五条 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

る。

理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成二十八年一月十四日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を十人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数（平成三十二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダムズ方式により配分することとし、あわせて平成二十七年の国勢調査の結果に基づく特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律案（今井雅人君外二名提出）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律

（衆議院議員選挙区画定審議会設置法の一部改正）

第一条 衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成六年法律第三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「は、各選挙区の人口」の下に「（官報で公示された最近の国勢調査（統計法平成十九年法律第五十三号）第五条第二項の規定により行われる国勢調査に限る。）の結果による人口をいう。以下同じ。」を加え、「（官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口をいう。以下同じ。）及び「を基本」を削り、同条に次の二項を加える。

2 次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数、各都道府県の人口を小選挙区基準除数

(その除数で各都道府県の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを上に切り上げるものとする。))の合計数が公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項に規定する衆議院小選挙区選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。以下この項において同じ。)を比例代表基準除数(その除数で各選挙区の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを上に切り上げるものとする。))の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。以下この項において同じ。)とする。

3 次条第二項の規定による勧告に係る第一項の改定案の作成に当たっては、各都道府県の区域内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数は、変更しないものとする。

第四条第一項中「(平成十九年法律第五十三号)を削り、同条第二項中「人口の著しい不均衡その他特別の事情があると認めるときは」を「国勢調査統計法第五条第二項ただし書の規定により、前項の国勢調査が行われた年から五年目に当たる年に行われる国勢調査に限る。の結果による人口のうち、その最も多いものを最も少ないもので除して得た数が二以上となったときは、当該人口が最初に官報で公示された日から一年以内に」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「四百七十五人」を「四百六十五人」に、「二百九十五人」を「二百八十九人」に、「百八十人」を「百七十六人」に改める。

第十三条第一項中「別表第二」を「別に法律」に改め、同条第三項中「別表第一に掲げる」を削り、同条第五項中「別表第二」を「第一項に規定する法律で定める選挙区」に改め、同条に次の一項を加える。

7 別表第二は、国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。以下この項において同じ。)の結果によつて、更

正することを例とする。この場合において、各選挙区の議員数は、各選挙区の人口(官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。以下この項において同じ。)を比例代表基準除数(その除数で各選挙区の人口を除して得た数(一未満の端数が生じたときは、これを上に切り上げるものとする。))の合計数が第四条第一項に規定する衆議院比例代表選出議員の定数に相当する数と合致することとなる除数をいう。以下この項において同じ。)とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二東北の項中「十四人」を「十三人」に改め、同表北関東の項中「二十人」を「十九人」に改め、同表東京都の項中「十七人」を「十八人」に改め、同表東海の項中「二十一」を「二十」に改め、同表近畿の項中「二十九人」を「二十八人」に改め、同表九州の項中「三十一人」を「三十人」に改め、同表中「この表は、国勢調査(統計法(平成十九年法律第五十三号)第五条第二項本文の規定により十年ごとに行われる国勢調査に限る。))の結果によつて、更正することを例とする。」を削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、同条の規定による改正後の公職選挙法第十三条第一項に規定する法律の施行の日(附則第三条において「一部施行日」という。)から施行する。

(平成二十二年及び平成二十七年の国勢調査の結果に基づく改定案の作成及び勧告並びに法制上の措置)

第二条 衆議院議員選挙区画定審議会は、第一条の規定による改正後の衆議院議員選挙区画定審議会設置法(以下この条において「新選挙区画定審議会法」という。)第四条の規定にかかわらず

ず、平成二十二年及び平成二十七年の国勢調査の結果に基づく新選挙区画定審議会法第二条の規定による改定案の作成及び勧告を行うものとする。

2 前項の規定による改定案の作成については、新選挙区画定審議会法第三条第一項及び第二項の規定の例による。この場合において、同項中「次条第一項の規定による勧告に係る前項の改定案」とあるのは「衆議院議員選挙区画定審議会設置法及び公職選挙法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第 号)附則第二条第一項の規定による勧告に係る同条第二項の規定によりその例によるものとされる前項の改定案」と、「人口」とあるのは「平成二十二年の国勢調査の結果による人口」と、「公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項」とあるのは「同法第二条の規定による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四条第一項」とする。

3 新選挙区画定審議会法第二条の規定による第一項の改定案の勧告は、新選挙区画定審議会法第四条の規定にかかわらず、この法律の施行の日から一年以内においてできるだけ速やかに行うものとする。

4 政府は、第一項の改定案に係る新選挙区画定審議会法第二条の規定による勧告があつたときは、当該勧告に基づき、速やかに、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(適用区分)

第三条 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定は、一部施行日以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙(以下この条において「一部施行日以後の初回の総選挙」という。)から適用し、一部施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙及び一部施行日以後の初回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙については、なお従前の例による。

(不断の見直し)

第四条 この法律の施行後においても、全国民を代表する国会議員を選出するための望ましい選挙制度の在り方については、両院制の下で各議院が果たすべき役割を踏まえ、同時に、民意の集約と反映を基本としその間の適正なバランスに配慮しつつ、公正かつ効果的な代表という目的が実現されるよう、不断の見直しが行われるものとする。

2 前項の見直しにおいては、特に人口が急激に減少している地域の民意を適切に反映させることに留意するとともに、更なる国会議員の定数削減を図るよう努めるものとする。

理由

衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差に係る累次の最高裁判所大法廷判決及び平成二十八年一月十四日に行われた衆議院選挙制度に関する調査会の答申を踏まえ、衆議院議員の定数を十人削減するとともに、衆議院小選挙区選出議員の選挙区間における人口較差の是正措置について、各都道府県の区域内の選挙区の数を平成二十二年以降十年ごとに行われる国勢調査の結果に基づきいわゆるアダプス方式により配分することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十八年五月十一日印刷

平成二十八年五月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

A